

## 石巻市復興推進計画

令和8年1月9日

宮城県石巻市

### 1. 計画の区域

石巻市全域

### 2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても沿岸地域が大津波によって壊滅的な被害を受けたほか、本市内の全域において、全半壊及び一部損壊した建物が56,709棟（被災前全住家数の76.6%）にのぼるなど、住宅や水道をはじめとする社会インフラ等に甚大な影響を及ぼしている。

また、震災前は市内全体の事業所数9,259件、従業者数71,400名であったが、震災後の現在では、事業所数4,221件、従業者数51,285名まで減少していることから、地域経済の再生のためには産業の活性化を図り、新規の雇用を創出していくことが必要不可欠である。

このような中で、本計画の推進により、新規雇用を創出するとともに、本市産業の活性化を図ることを目標とする。

### 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

新規雇用を創出するとともに、本市産業の活性化を図るため、低炭素型金属原料製造工場の新設を支援する。

### 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

#### ① 事業の内容

本市に立地する株式会社鈴勇商店（以下「対象事業者」という。）が実施する、低炭素型金属原料の製造を行う工場建設のために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市において、令和6年度の鉄鋼業の出荷額は 約194億円と本市内の全製造業中第5位にある中核的産業であり、今回対象事業者は、低炭素型金属原料の製造工場を新たに建設する。

鉄スクラップを原料とする電炉での製鉄は、従来の高炉に比べると二酸化炭素の排出を4分の1に抑えることが可能であることから、環境意識の高まりなどもあり、世界的に需要が高まってきており、国内の高炉メーカーにおいても、電炉への移行計画が順次進められている状況である。

低炭素型金属原料は天然資源が不足している日本国内をはじめ、海外からの需要も高いものであるが、県内で操業中の工場のみでは供給が追い付いていない状況であることから、新たに工場を新設し、安定的な製造・販売を目指す。

当該施設稼働後は原料の仕入れ、受入、破碎、選別、貯留、搬出・販売などの業務が発生することから、作業員など 21名の新規雇用が見込まれている。

上記のとおり、当該施設の建設は、「新規雇用を創出するとともに、本市産業の活性化を図る」ために必要かつ有効な事業であり、本計画目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社七十七銀行、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して、必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）。

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、多くの新規雇用が見込まれるだけでなく、工場の新設によって関連事業を行う事業者の誘致も期待でき、更なる雇用促進と産業全体の活性化が可能となる。

これらの効果は、地域経済の活力再生に資するものであり、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

## 6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県から意見聴取を行った。また、石巻市、石巻商工会議所、株式会社街づくりまんぼう、宮城県、株式会社七十七銀行、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行、対象事業者を構成員とする石巻市復興特区金融協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。